

# 15 自己点検・評価

本項目では、同様の内容の大学院の評価項目「11: 自己点検評価」を兼ねて点検評価を行う。

本学にとっては、網羅的な自己点検・評価を実施し、その結果について大学基準協会の第三者評価を受けるのは初めてのことである。したがって、以下の諸項目については、本学の自己評価の過去の経緯及び実績に関しては点検・評価を行い、一方、現在進行中の本点検・評価に関しては、未だその効果を測る機に至っていないという事情のゆえに、途中経過における中間報告的な叙述に止める。

## 1 自己点検・評価

### 1) 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容及その活動上の有効性

#### [現状の説明]

(1) 本学の自己評価活動の経緯の概要は以下の通りである。

平成 3 年度：自己評価準備委員会が発足し、自己評価の実施体制及び評価項目についての基本線を策定した。その主要なポイントは、実施体制については自己評価委員会を組織するとともに既存の各種委員会（学務・入試・学生生活委員会等）を評価作業の核に位置づけること、及び、評価項目についても関連委員会が合議により中・小項目を立てる役割を担うことにあった。

平成 4 年度：自己評価委員会が発足し、副学長を委員長として教員 9 名、職員 10 名よりなる委員会が活動を開始した。委員会は網羅的な自己点検・評価に着手

するよりも、重点項目に絞って点検・評価する方針を立て、先ず教育研究の最も重要な基盤である大学の理念・目的に関する点検・評価を行うこととし、「建学の精神」に関する検討委員会が設置された。

平成 5 年度：「建学の精神」に関する検討委員会が、教育研究の基本的理念の再確認及び時代への適合性に関して全学的にアンケートを実施し、それに基づいて委員会及び教授会における審議を経て、現行の理念・目的を定めた（本『点検評価報告書』7、9 頁参照）。さらに自己評価委員会は、カリキュラム・大学院教育、研究活動、財政問題に関して自己点検・評価を行う方針を立てた。

平成 6 年度：「清泉女子大学自己評価に関する規程」及び「自己評価運営委員会規程」が制定され、自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムが定められた〔添付資料 7 参照〕。活動の面では、研究活動及び財政問題についてはそれぞれ自己評価運営委員会が設置されて、活動を開始した。また、自己評価委員会の方針に沿ってカリキュラム検討委員会が設置されたが、この委員会は具体的な改革案の提案をも課題としたので、点検・評価作業と改革案立案の両課題を担う独立の委員会として活動を開始した。

平成 7 年度：研究活動及び財政問題の点検・評価の中間報告が行われた。

平成 8 年度：カリキュラム検討委員会からの答申が提出され、それを基に全学的にカリキュラム改革について討議した。この検討は翌 9 年度まで続いた。

平成 10 年度：新カリキュラムが導入された。

平成 12～14 年度：自己評価委員会の活動として、『清泉女子大学における教員の研究・教育・社会的活動：自己評価として』と題する冊子が作成され、13 年度に発行された。これは、個々の専任教員が自己の教育研究等について自己評価を行った文章を編纂したもので、各教員の自己点検・評価であるとともに、学

生を対象とした教員の自己紹介的役割をも担うものであった。これをもって「大学としての」自己点検・評価とすることはできないが、総合的自己点検・評価の一基盤となるものであり、また、教員の生の姿が窺われるユニークな試みとして、14年度にも引き続いて新年度版が発行された。

本『自己点検・評価報告書』の別冊『基礎データ 別冊Ⅱ 教育・研究業績等』は、この冊子の15年度版である。

(2) 現行の制度システムの内容とその活動上の有効性上記の平成6年度制定の「清泉女子大学自己評価に関する規程」及び「自己評価運営委員会規程」は、平成10年度の一部改正を経て、現在に至っている。これにより、自己点検・評価を継続的に行う基本的機関としての自己評価委員会及び具体的な点検・評価作業を行う自己評価運営委員会の設置が定められた。規程に定めるこのシステムにより、上記の経緯の通り、幾つかの自己点検・評価を実施してきた。その点では、現行の規程・システムは有効であったが、今回及び今後の第三者評価との整合性については問題があるので、その点について点検と評価を行う。

### [点検と評価]

「清泉女子大学自己評価に関する規程」は、自己評価委員会の設置・任務・組織、評価項目、自己評価実施方法、運営委員会設置、評価結果の公表・活用等について定めており、基本的な事項は網羅されている。しかし、大学基準協会の第三者評価を受けることを想定していなかったために、自己点検・評価項目は自己評価委員会が定め、その中から点検・評価を実施する項目を選定すること(第8条)、自己点検・評価の結果は3年ごとに大学及び学校法人に報告すること(第11条)、学外への報告書の公表は委員会の判断により行うこと(同③項)等を定めている。これらの規程は、大学基準協会から示されている点検・評価の方式とは合致しない。

また、「自己評価運営委員会規程」は原則として毎年自己点検・評価を実施することなどを定めており、これも今回及び今後の自己点検・評価活動とは合致しない。

現行規程の趣旨は、点検・評価項目の設定についても自己評価委員会がリードしながら学内の意見を結集して定め、毎年その中から特定の項目を選定して重点的に点検・評価を実施するものである。これは大学の自主性を基盤に置いた自己点検・評価の活動形態として評価できるものであり、ある程度の効果は挙げた

きたが、第三者評価という次のステップに進んだ現段階では、規程の内容自体を改訂しなければならない。

必要な改定を施すならば、基本的に現行の自己評価委員会及び運営委員会のシステム自体は有効であると判断される。

### [改善の方策]

「清泉女子大学自己評価に関する規程」及び「自己評価運営委員会規程」の内容を、大学基準協会による第三者評価を受けることを想定した内容に早急に改定する必要がある。

## 2 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

1) 自己点検・評価の結果を踏まえて改善・改革を行うために、どのような制度システムを定めているか、またその制度システムは有効に働いているか

本項目では、大学基準協会設定の項目「A群:自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性」の趣旨をこのように解釈して、点検・評価を行う。

### [現状の説明]

従来は、上記のように、特に点検・評価が必要と思われる特定の評価項目を選んで重点的に点検・評価活動を行ってきたので、評価結果は自然に具体的な改革・改善と直結していた。

今回は網羅的な自己点検・評価をはじめて行っているので、その結果と実際の改革との繋がりについては未だ判断するに足る実績がない。ここでは、今回の自己点検・評価の作業過程の中から、その繋がりに関連する点について検討する。

### [点検と評価]

自己点検・評価は、実際の大学改革に結果しなければ意味がない。上記のように、従来は改革の必要が感じられる面についての項目を採り上げて点検・評価を行ってきたので、評価結果は自ずから改革に結びついていた。

しかし、今回は網羅的な点検・評価を、しかも、言わば外から与えられた項目について行うことになった

ので、先ず点検・評価活動の意義と内容が教職員において内在化することがなければ、その結果を大学改革に結びつけることは不可能であると思われる。

このような観点から、自己点検・評価の過程において、先ず草稿作成段階で、各項目の内容についての検討を、関係する委員会や学科等会議に依頼した。さらに、報告書の草稿が集まった段階で、再びその草稿を委員会及び学科等会議の検討に付した。このようにして、報告書の記述が少数の執筆者だけのものではなく、関係する教職員の共有財産となり、改革の提言が共通認識となるように努めてきた。このような努力は、制度システムというよりも、それ以前の教職員の意識面での基盤作りであるが、このような共通認識が教職員の間になければ、どのような点検・評価を行っても実際の改革の効果を挙げることは困難であろう。

制度システムとしては、上記の自己評価委員会が恒常的機関として置かれているので、評価結果として明らかにされた問題点や改善の提言は、そこで常に意識化されていることが期待される。そのようにして、自己評価委員会は、必要に応じて委員会等との連絡を密にして、改革への先導役を務めることが期待される。

### [今後の留意点]

今回の初めての網羅的自己点検・評価及び第三者評価の結果を、上記の筋道及び今後の施策により、具体的な改革に結び付けていく努力が継続的に行われるべきであり、その効果に注目し続けることが肝要である。

## 3 自己点検・評価に対する学外者による検証

### 1) 外部評価の適切性と有効性

#### [現状の説明]

本項目では、大学基準協会設定の項目、B群「自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性」、C群「外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性」、「外部評価者による外部評価の適切性」及び「外部評価と自己点検・評価との関係」についての点検・評価を行うべきであるが、先述の通り、本学が外部評価を受けるのは初めてのことであるので、点検・評価を行うだけの実績を積んでいない。

現在、述べることができるのは、今回、自己点検・

評価結果の客観性・妥当性を確保する措置として大学基準協会に第三者評価を委ねることになったということである。

### [点検と評価及び今後の留意点]

大学基準協会を本学の外部評価者に選任した措置は、これまでの大学基準協会の活動実績に鑑み、また平成 16 年度に大学基準協会が文部科学省の認証機関になるという状況のなかで、さらに本学が平成 4 年以来大学基準協会の会員校となっているという事情によるものであり、極めて自然かつ適切なものと判断される。

しかし、その「外部評価の（内容的な）適切性」及び「外部評価と自己点検・評価との関係」については未だ判断の材料を持ち得ていない。今回の初めての外部評価の効果について、今後、学内で十分に点検したうえで評価することが必要である。

## 4 評価結果の公表

### 1) 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性、及び、外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

今回の自己点検・評価の結果は、学内及び学外の諸機関・諸大学に公表する。

その方法の適切性及び効果については、今後の点検・評価の課題である。

## 5 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

### 1) 文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応

次頁に資料を付す。

[文部科学省からの指摘事項]

1 平成 13 年度設置 文学部 地球市民学科に係るもの

(1) 平成 12 年 7 月 28 日（認可時）

清泉女子大学 文学部 地球市民学科

留意事項－文学部英語英文学科、文化史学科の  
定員超過の是正に努めること。

実施状況－別紙 1 参照。

(2) 平成 13 年 12 月 18 日（履行調査時（平成 13 年 5 月 1 日）に係るもの）

清泉女子大学 文学部 地球市民学科

留意事項－文学部英語英文学科、文化史学科、  
地球市民学科の定員超過の是正に努めること。

別紙 1 留意事項に対する履行状況等

区分	留意事項	履行状況	未履行事項についての実施計画
認可時 (平成 12 年 7 月 28 日)	文学部英語英文学科、文化史学科の定員超過の是正に努めること。	⑬ 文化史学科の定員超過の是正については、平成 13 年度の入学者数を 102 名（1.27 倍）におさえ、申請時における過去 4 年間の定員超過率の平均 1.42 倍を 1.41 倍に是正した。 当該学科の定員超過については、平成 14 年度以降も入学者数をおさえ、徐々に是正していく計画である。	⑬ 英語英文学科の定員超過の是正については、平成 13 年度の入学者数を申請時の過去 4 年間（9～12 年度）の入学者数の平均 142 名より 7 名少ない 135 名におさえたが、過去 4 年間の定員超過率の平均は 1.33 倍となり、申請時における過去 4 年間の定員超過率 1.31 倍の是正には至らなかった。 これは、一般入試における予想以上の合格者歩留まり率 35.2%（12 年度参考 17.8%）によるものである。 定員超過率の是正については、平成 14 年度以降の入学者数を、13 年度の入学者数より低くおさえることにより、徐々に定員超過率を是正していく計画である。
年次計画 履行状況 調査時 (平成 13 年 5 月 1 日)	文学部英語英文学科、文化史学科、地球市民学科の定員超過の是正に努めること。	⑭ 英語英文学科の定員超過の是正については、平成 14 年度の入学者数を 126 名（1.26 倍）におさえ、平成 13 年度履行状況調査時における過去 4 年間の定員超過率の平均 1.33 倍を 1.32 倍に是正した。（別紙参照） 文化史学科の定員超過の是正については、平成 14 年度の入学者数を 105 名（1.31 倍）におさえ、平成 13 年度履行状況調査時における過去 4 年間の定員超過率の平均 1.41 倍を 1.33 倍に是正した。（別紙参照） 両学科の定員超過については、平成 15 年度以降も入学者数をおさえ、徐々に是正していく計画である。	⑭ 地球市民学科の定員超過率の是正については、改善に努めたが、入学定員が 40 名という少人数のため、微妙な合格者の歩留まり率の読み違いが入学者数に及ぼす影響が大きく（4 名読み違えると 0.1 倍の定員超過率が変わってしまう）、定員超過率の是正に至らなかった。（別紙参照） 平成 15 年度以降の定員超過率の是正については、入学者数を、13 年度及び 14 年度の入学者数より低くおさえることにより、徐々に定員超過率を是正していく計画である。
年次計画 履行状況 調査時 (平成 14 年 5 月 1 日)	文学部地球市民学科、英語英文学科、文化史学科の定員超過の是正に努めること。	⑮ 英語英文学科の定員超過の是正については、平成 14 年度の履行状況調査時における過去 4 年間の平均入学定員超過率 1.32 倍を 1.25 倍に是正した。（次ページ参照） 文化史学科の定員超過の是正については、平成 14 年度の履行状況調査時における過去 4 年間の平均入学定員超過率 1.33 倍を 1.31 倍に是正した。（次ページ参照） 両学科の定員超過については、平成 16 年度以降も入学者数をおさえ、徐々に是正していく計画である。	⑮ 地球市民学科の定員超過率の是正については、11 月実施の指定校推薦入学において、他学科よりも高い成績基準（評定平均値 0.2 高）を設定したが、姉妹校からの推薦入学を含め入学定員に近い 39 名あった。本学の指定校推薦入学制度は、高等学校と大学との信頼関係を重視し、指定校から推薦された者は原則として大学は受入れるとの従来の方針があるため全員合格とせざるを得なかった。一般入試で合格者数を抑え、定員超過を是正する計画であったが、一般入試においても入学定員が 40 名という少人数のため、微妙な歩留まり率の読み違いが入学者数に及ぼす影響が大きく（4 名読み違えると定員超過率が 0.1 変わる）、結果的に定員超過率の是正には至らず、平均入学定員超過率が 1.40 倍から 1.44 倍になった。（次ページ参照） 平成 16 年度は、指定校推薦入学の成績基準に新たに英検、国連英検、TOEIC 等の資格条件を加え、一般入試前の推薦入学等で入学者数を低く抑えるとともに、一般入試においても学科設置後 3 年間の受験者データを基に歩留まり率の精度を高めることにより、定員超過率を是正していくことを目標とする。

実施状況一別紙1ご参照。  
 3 平成14年12月19日（履行調査時（平成14年5月1日）に係るもの）  
 清泉女子大学 文学部 地球市民学科

留意事項一文学部英語英文学科、文化史学科、地球市民学科の定員超過の是正に努めること。  
 実施状況一別紙1ご参照。

表 15-1 英語英文学科、文化史学科及び地球市民学科の申請時と履行状況調査時の平均入学定員超過率（過去4年間）

英語英文学科

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
入学定員 (A)	110人	110人	110人	110人	100人	100人	100人
入学者数 (B)	142人	142人	177人	117人	135人	126人	134人
入学定員超過率 (B/A)	1.29倍	1.29倍	1.60倍	1.06倍	1.35倍	1.26倍	1.34倍

	申請時過去4年間平均（9～12年度）	履行状況調査時の平均入学定員超過率（過去4年間）		
		(10～13年度)	(11～14年度)	(12～15年度)
入学定員 (A)				
入学者数 (B)				
入学定員超過率 (B/A)	1.31倍	1.33倍	1.32倍	1.25倍

文化史学科

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
入学定員 (A)	80人	80人	80人	80人	80人	80人	80人
入学者数 (B)	106人	128人	122人	99人	102人	105人	114人
入学定員超過率 (B/A)	1.32倍	1.60倍	1.52倍	1.23倍	1.27倍	1.31倍	1.42倍

	申請時過去4年間平均（9～12年度）	履行状況調査時の平均入学定員超過率（過去4年間）		
		(10～13年度)	(11～14年度)	(12～15年度)
入学定員 (A)				
入学者数 (B)				
入学定員超過率 (B/A)	1.42倍	1.41倍	1.33倍	1.31倍

地球市民学科（申請学科）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	履行状況調査時の平均入学定員超過率（過去4年間）		
				(13年度)	(13・14年度)	(13～15年度)
入学定員 (A)	40人	40人	40人			
入学者数 (B)	56人	56人	61人			
入学定員超過率 (B/A)	1.40倍	1.40倍	1.52倍	1.40倍	1.40倍	1.44倍

「15 自己点検・評価」の総括

自己評価に関する総括は、大学院報告書末尾の「終章」に委ねる。